

外食産業ジェフ厚生年金基金

●所在地

〒105-0013

東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル9F

TEL.03-5403-1061 FAX.03-5403-1071

●設立

1979年(昭和54年)11月1日

●概要

目的

外食産業ジェフ厚生年金基金は、社団法人日本フードサービス協会が設立母体となり、業界事業の一環として厚生大臣の許可を得て設立されました。

年金受給者及び加入員のために様々な福祉事業を実施することにより、生活の幅を広げ、安定した職場生活と良き労使関係の樹立をめざし、加入員の老後生活をより豊かにすることを目的としています。

基金加入のメリット

加入員のメリット	<ul style="list-style-type: none">・国の老齢厚生年金だけよりも年金額が多くなります。・福祉施設事業が利用できます。
事業主のメリット	<ul style="list-style-type: none">・基金の一時金給付額を会社の退職規定に基づき退職金に充当できます。・掛金は全額損金処理されます。・人材確保と業界の繁栄に役立ちます。・経営者も基金に加入できます。

厚生年金基金とは

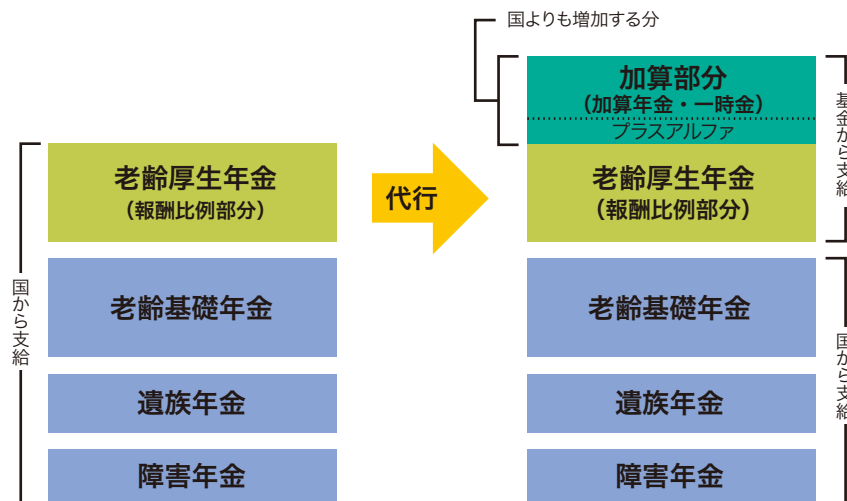
国の厚生年金の一部を代行し、これに上乘せ給付を行うことによって、企業の実情に即した給付をおこないます。

基金の加入員は国と基金の両制度に加入することになり、

将来、国から受ける年金だけでなく、基金からの年金が増額され支給されます。

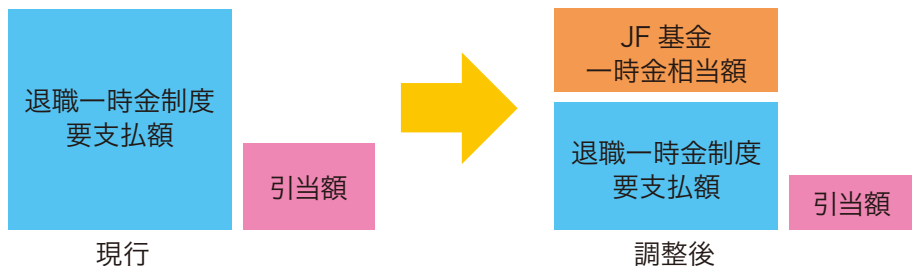
厚生年金 (基金に加入しない場合)

JF 基金 (JF 基金に加入しない場合)



一時金を退職金の内枠に組み入れることができます。

なお、この内枠扱いの一時金は本人の希望に添って加算年金にすることもできます。



国の保険料と基金の掛金

将来両方から年金給付を受けることから、国には保険料を基金には掛金を、それぞれ納付します。

計算方法	保険料・掛金の額は、給与を基にして決めた標準報酬(給与)月額に、保険料率を乗じて計算します。
国に納付するもの	保険料 老齢厚生年金等の原資となり、事業主と被保険者が折半して負担します。 [標準報酬月額×保険料率]
基金に納付するもの	普通掛金 老齢厚生年金の代行部分(プラスアルファを含む)の原資となり、事業主と加入員(被保険者)が折半負担し、不足部分は事業主が負担します。 [標準報酬月額×普通掛金率]
	加算掛金 基金独自の加算給付の原資となり、事業主が全額負担します。 [標準報酬月額×加算掛金率]
	特別掛金 過去勤務債務の償却(15年)掛金です。 [標準報酬月額×特別掛金率]
	事務費掛金 福祉事業・基金業務の執行に使用され、事業主が全額負担します。 [標準報酬月額×事務費掛金率]